

海幕厚第6581号

平成20年8月26日

一部改正 海幕厚第355号

平成30年5月22日

一部改正 海幕厚第59号

令和2年3月16日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

職員厚生経費（レクリエーション経費）の執行要領について（通達）

標記について、別添によるほか、下記のとおり定める。

記

1 レクリエーション経費について

当該経費は、当面、政府方針として全省庁統一して執行を凍結、原則廃止することとされたが、自衛官等についてのみ、その勤務の特殊性から真に必要な場合に限り、特別に認められたものである。

執行に当たっては、この趣旨を十分に理解し、隊員に周知するものとする。

2 報 告

職員厚生経費（レクリエーション経費）を執行した部隊等の長は、年度分を取りまとめ翌年度の4月20日までに別紙様式により、海上幕僚監部人事教育部厚生課経由報告するものとする。

添付書類：別紙様式

年度 職員厚生経費（レクリエーション経費） 執行実績

(単位：千円)

(機関等名)

年度執行実績						予算額	備考
目的	内訳(品目名)	数量	金額				
職員厚生経費							
うちレクリエーション経費							
① 艦艇乗組員							
② アラート勤務者、防空指令所、レーダーサイト等に勤務する者であって、24時間態勢の業務に従事する者							
③ 離島や市街地から離れた地に勤務する者							
④ その他の厳しい環境下に居住又は勤務する者(留守家族を含む。)							
⑤ 特殊な任務及びその厳しい訓練に従事する者							

<注> 目的欄は、執行要領第3項第1号に示すアからエまでのうち、該当する記号を記入する。

内訳（品目名）欄に、具体的な内訳を記載すること（複数の場合は、様式を適宜追加して作成すること。）。